

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	①対象箇所 施策番号 : 1 (1) ② 該当ページ・行 : 1頁 / 8頁
	②意見 ②家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引」作成 家庭用洗剤や柔軟剤の香りが強烈で、身体への影響も危惧されてきました。近隣のベランダの洗濯物の香りではなく、臭いにより化学物質過敏症に罹った人もいと散見されています。まさに、「香害」です。 身体への影響や安全基準を検討していくべきと考えます。

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成 30 年 3 月 23 日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p><u>施策番号 : 1 (1) ⑦</u></p> <p><u>該当ページ・行 : 11 頁・</u></p> <p>②意見</p> <p>⑦ 子どもの不慮の事故を防止するための取組 「子どもを事故から守る！プロジェクト」の展開、子どもの事故に関する注意喚起などの取組み、子ども事故防止週間の実施などは評価します。</p> <p>「子ども安全メール from 消費者庁」配信サービスに関しては、登録件数が微増のようです。さらに登録件数を増やすための努力をお願いします。若い親御さん向けに幼稚園児・保育園児の保護者会や園からのお知らせ配布物へ掲載を各地方自治体経由で広報・啓発を実施するのも一法ではないでしょうか。</p> <p>未就園児の保護者対象には、子育てサロン、子育てサークルでの広報や、子どもたちを見守る民生委員・児童委員へ広報していく方法も考えられます。</p>

消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 1 (2) ①</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 17頁 20頁・</p> <p>②意見</p> <p>①事故情報の収集、公表及び注意喚起 商業施設内の遊戯施設における事故防止策の更なる検討とありますが、KPI の現状をでは、事故情報報告件数並びに事故情報登録件数はかなり多く、さらに、商業施設内の遊戯施設に関する消費者への情報発信の件数は3件となっています。 事故情報の公表並びに注意喚起の強化を求めます。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>① 対象箇所</p> <p>施策番号 : 1 (2) ⑤</p> <p>該当ページ・行 : 18頁 / 22頁・</p> <hr/> <p>② 意見</p> <p>⑤ 道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施</p> <p>タカタ製エアバッグのリコール情報が出されてかなりの時間が経過しています。ところが問題あるエアバックの交換作業が順番待ちで、リコール品エアバックを搭載したまま走行している、と身近な人や相談窓口で耳にしています。これは驚くべき現状です。自動車メーカーの迅速な対応を求めるとともに、国民の安全・安心を維持するために行政として早急な対応を実施すべきと考えます。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 1 (4) ⑧</p> <p>該当ページ・行 : 33頁 42頁</p> <p>②意見</p> <p>⑧ 中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入の促進 KPIの設定数値の妥当性評価と確実な進捗管理を求めます。 食品の安全性の向上を目指して、HACCPによる管理基準の活用を促進するという考え方は適切と考えます。HACCPの導入が進まない現状をふまえて、あえて、コーデックスのHACCP 7原則の要件に基づく基準Aと弾力的な取扱いを可能とする基準Bに分けた目標レベルを設定するという考え方には、一定の効果があるものと期待します。</p> <p>これらの基準がHACCP導入の促進に活用されると想定するのであれば、KPIの設定においても、目標値：80%とするのではなく、それぞれの基準に対して目標値を設定し、施策の実効性を評価すべきと考えます。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>① 対象箇所</p> <p>施策番号 : 2 (2) ①</p> <p>該当ページ・行 : 54頁 .</p> <p>② 意見</p> <p>(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善の項目で新しい洗濯表示についての記述があります。貴庁では、平成28年12月の新しい洗濯表示に関する繊維製品品質表示規程の施行に向けて、普及啓発のための種々のツールを作成され、広報資料の配布や講師派遣を行われたとのことですが、一般消費者は表示が変わったことは認識していますが、その内容については殆ど理解していません。(平成29年6月から9月に当協会の自主研究会である衣生活研究会が一般消費者200名にアンケートを実施した結果、取扱い表示記号が変更されたことを認知している人は全体の75%でしたが、「上限表示」という考え方や、「漂白剤の記号」、「ウェットクリーニングの意味」については殆どが理解していなかった、ことがわかりました。) 今後のトラブル防止のためにも新しい洗濯表示についての周知活動を続けて下さい。特に百貨店や小売店、クリーニング店の店頭パンフレットを置くなどもご検討下さい。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成 30 年 3 月 23 日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 2 (2) ⑤</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 56頁 ・ 13行</p> <p>②意見</p> <p>医療法改正で、今まで「医療広告」とみなされていなかった医療機関のホームページなども、その表示内容が虚偽・誇大である場合は、強制力を伴う行政措置をとることができる制度が導入されました。監視体制の強化事業「医療機関ネットパトロール」に期待をしています。医療機関にはガイドラインを守り、消費者が求める適正な情報を提供してほしいと思います。一般消費者が不適切な表示を見つけた場合の通報先としてのネットパトロールの周知をお願いします。パトロール事業の効果についても検証してください。情報を収集し、必要によってはガイドラインの変更も検討してください。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成 30 年 3 月 23 日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称 N A C S) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>対象箇所</p> <p>施策番号 : 3 (1) ④</p> <p>該当ページ・行 : 67 頁 71 頁・</p> <p>②意見</p> <p>④ 消費者契約法の見直し</p> <p>第 2 次改正法案が平成 30 年 3 月 2 日第 196 回国会にて閣議決定したことを記載してください。さらに、今回の改正で積み残した課題について明記し、引き続き検討していくこと、必要な措置を講ずること、も明記してください。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>① 対象箇所</p> <p>施策番号 : 3 (2) ④</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 90ページ1行～</p> <p>② 意見</p> <p>課題を、「投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る規制の整備」から「P2P型資金調達に関わるプラットフォーム運営業者に対する規制の整備」へと変更してはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>投資型クラウドファンディングだけでなくソーシャル・レンディングなど、P2P型の資金調達(供給)がわが国でも台頭している。P2P型は、消費者(個人)対消費者(個人)という関係性を特徴としており、消費者対事業者という関係性を前提とした既存の規制の枠組みとは異なる、新たな投資者・貸し手保護の枠組みが求められる。出資や融資に関する適切は判断が確保されるための情報開示制度や、そもそも公正は取引が確保されるための規制の整備が必要とされるところ、消費者(個人)にそのような義務を課すことは現実的ではないことから、こうしたマッチングの場を提供することによって利益を得るプラットフォーム運営業者に、情報開示や公正な取引が行われるよう、責任を果たすことを求めることが必要と考える。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>③ 対象箇所</p> <p>施策番号 : 3 (2) 新規追加</p> <p>該当ページ・行 :</p> <p>④ 意見</p> <p>「決済の高度化（主にデジタル化）」に対応するための消費者の情報リテラシーの向上と個人データの管理に係る消費者教育の拡充</p> <p>(理由)</p> <p>決済を中心にフィンテックと呼ばれるイノベーションが起きており、政府も経済界もこうした動きを積極的に推進している。また、政府は2020年までにキャッシュレス比率を4割にまで高めることを政策課題として打ち出しており、今後、決済の姿が急速に大きく変わる可能性がある。決済は消費者の日々の暮らしに不可欠であるところ、IT機器を使いこなせないことによって利用者（消費者）の中には決済サービスから阻害される者が現れる可能性がある。また、利用者が自身の個人的なデータを適切に管理できないことによって様々な不利益や犯罪に巻き込まれる可能性もある。イノベーションが真に利用者（消費者）の利益・厚生に資するためには、その安全性の確保とともに、利用者の情報リテラシーの向上＝情報分野の消費者教育の拡充が不可欠である。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成 30 年 3 月 23 日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 3 (2) ⑬</p> <p>該当ページ・行 : 82 頁 98 頁・</p> <p>②意見</p> <p>⑬民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護</p> <p>サブリース契約に関してトラブルが生じていることを踏まえ、「賃貸住宅管理業者登録制度の登録義務化等の法整備の検討」を取組に明記してください。</p> <p>さらに、サブリース業者並びにサブリースを前提とした賃貸住宅の建設を勧誘する建設業者は、勧誘に際しメリットだけでなく、起こりうるデメリットも正確に説明することを義務づけることを検討していくことを明記してください。例えば、①借上げ家賃の変動リスク。②借上げ期間の限定または中途解約のリスクなどから、将来の家賃収入が保証されているものではないこと。③金融機関からの融資完済までの賃貸住宅の維持管理費用（修繕費用など）。④相続税対策として検討する顧客には、相続税の軽減とともに事業収支の成否を併せて検討する必要があることなど。</p> <p>これらを法律で説明義務として位置づけていく必要があります。現に、貸家業の経験の乏しい土地所有者などが事業者の説明と違うといった相談が散見されております。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 3 (2) ⑧</p> <p>該当ページ・行 : 78頁 94頁</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>⑦仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備</p> <p>登録事業者の法律遵守の確認と、決して事業者のやり得を許さない体制を構築してください。まだ多くの消費者はこの新たなサービスを理解していないのが現状でしょう。決済の一つの方法として新たなサービスが市民権を得て、消費者に馴染み、健全に育つためにも、消費者への周知徹底を希望します。</p> <p>相談窓口には、適合性の原則を無視して70代後半や80代後半の消費者に対して、「必ず儲かる」という勧誘が行われたという相談が寄せられています。このような不当な勧誘を許さない制度にしてください。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>① 対象箇所</p> <p>施策番号 : 3 (1) ②特定商取引法の見直し</p> <p>該当ページ・行 : 70頁</p> <p>② 意見</p> <p>現在、消費生活センターでは通信販売におけるトラブルの相談を多く受けています。特に情報商材(儲けるためのノウハウ)の相談が若者を中心に頻繁に寄せられます。「必ず儲かる」「儲からない場合は全額返金保証」などを謳い、事業者のホームページで勧誘をしています。今回の改正では見送られましたが、通信販売における虚偽・誇大広告については取消権を付与すること(またその他今回の改正で見送られた論点)を、検討する機会を設けて下さい。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成 30 年 3 月 23 日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 3 (1) ①~④</p> <p>該当ページ・行 : 66・67・70</p> <p>②意見</p> <p>特定商取引法の改正には再度の見直しが必要と考えます。現在議論の場に立たされている成年年齢引き下げにより、未成年者取消権の適用範囲が狭められることが確実となってきている中、具体的には未成年者を標的としたマルチ商法の被害や、健康食品の定期購入の事例等が多発していることから、法的な手当てが緊急の課題であり、成年年齢引き下げ前の先手の規制強化が求められます。それには、現状を把握するための消費者相談の実態及び件数の把握、困惑類型の具体的な検討。消費者教育を含めた未成年者への周知方法を併せて検討する体制を整えるよう計画に加えてください。また、これは都市部だけの問題ではなく、地方においても同様に起こっていることから、地方自治体、全国各地の弁護士会や消費者団体にも協力を求め、協力して強化されることを書き込んでいただきたいと思います。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
意見	③ 対象箇所 施策番号 : 3 (1) ④ 該当ページ・行 : 71 ・ 4行目
	④ 意見 改正消費者契約法では、高齢者、若年成人、障害者などの知識や経験、判断力不足に付け込んだ勧誘による消費者被害に対する措置が不十分であると思います。特に、成人年齢の引き下げにより、若年成人のセーフティネットを迅速に備える必要があります。今後も、内閣府消費者委員会での検討を要望し、知識、経験、判断力不十分者の立場を利用した勧誘を受けて契約した場合の取消権を求めます。

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
意見	<p>⑤ 対象箇所</p> <p style="margin-left: 40px;"> 施策番号 : 6 (2) ①~④ </p> <p style="margin-left: 40px;"> 該当ページ・行 : 204~206 </p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>⑥ 意見</p> <p>消費者庁では、「どこに住んでいても質の高い相談、救済を受けられる地域体制の整備を全国的に推進する」としています。それを実現に向かわせるためには、一極集中型の政策ではとうてい実現不可能です。現在のKPIには、特に①の地方公共団体への支援、④の都道府県における法執行の強化について、これまでの具体的な実績が一つも記載されていません。何年もただ闇雲に目標としていただけで、どれだけの成果が出ているのでしょうか。また、今後どのような具体的な施策、実施目標を検討されているのでしょうか。【消費者庁、関係省庁等】と担当をあいまいにしたままでは、お互いが擦り付け合いに終わってしまいます。消費者庁が主体となって、先導役をしっかりと務め、予算も含め地方が活動しやすい体制を求めます。</p> <p>特に①の地方公共団体、東日本大震災の被災自治体への支援をしっかりと進められるように、各省庁が内容を再検討してください。関係省庁等連絡会議では、しっかりとその役割を各省庁が認識できないと一向に進まないと危惧されます。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>① 対象箇所</p> <p>施策番号 : 6 (2) ⑤~⑦</p> <p>該当ページ・行 : 205~208・212~213</p> <hr/> <p>⑦ 意見</p> <p>PIO-NET情報を有料化するなどの検討をする前に、消費生活相談員が精魂込めて入力した貴重な情報を活かし、全国で起こっている諸問題を共有し、力を合わせて消費者被害の未然防止に繋げていくべきです。法の執行にもPIO-NET情報が有効に活用されていることをしっかりと周知するべきです。そうすれば、消費者も積極的に情報提供に協力してくれるはずで、まずは若者専用や高齢者専用の消費者ホットライン(188)を作るなど、最低限相談体制を強化するように実現可能な計画を加えて下さい。地方で起こっている諸問題を共有し、力を合わせて消費者被害の未然防止につなげていくべきです。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 3 (4) 5</p> <p>該当ページ・行 : 115 ・ 5行目</p> <p>②意見</p> <p>現行貸金業法施行(2010年)以降、借入れが年収の3分の1に制限されたことから、借入れが難しくなり、ヤミ金に依存する例が後を絶ちません。多くはインターネットバンキングが使われ、借入者は誰から送金を受けたかわからず、返金先に送金したはずがヤミ金の指示による別の利用者への貸付金となることもあるようです。また、ヤミ金が利用する電話番号は、レンタル携帯電話のまた貸しで所有者が特定できにくい。</p> <p>銀行カードローンが借りにくくなる傾向の中で、ヤミ金に走る傾向が増えると思われ、警察の徹底取り締まりを求めたい。</p>

消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
意見	<p>① 対象箇所</p> <p>施策番号 : 3. 適正な取引の実現 1 ④ 消費者契約法</p> <p>該当ページ・行 : 71ページ・10~15行</p> <p>② 意見</p> <p>平成 29 年 8 月の内閣府消費者委員会の答申を踏まえて必要な措置を講ずる。とありますが、内容を明記していただきたい。</p> <p>今回の改正案の内容に加えて、以下の 3 点にも検討を続け、さらに改正を目指してください。</p> <p>1) つけこみ型の不当な契約に対する取り消し権を認めるべきと考えます。</p> <p>2) 契約時、消費者に対する配慮として「年齢」が必要です。高齢者や 18、19 歳の若年成人への配慮義務が規定されるべきです。</p> <p>学校におけるマルチ商法の蔓延や、高齢者の被害が減らないことなどが危惧されます。事業者の暴利行為を許してしまうことになり、悪質業者が増えることになりかねません。</p> <p>3) 消費者が契約時に「約款」を見ることが出来るよう、事業者が事前に開示する義務を設けてください。消費者が契約内容について十分に把握することが契約の前提です。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
意見	<p>① 対象箇所</p> <p>施策番号 : 4 (2) 4)</p> <p>該当ページ・行 : ・140・13~25 学校における消費者教育の推進</p> <p>② 意見</p> <p>成人年齢の引き下げによる、18才、19才の消費者被害の拡大、被害救済の困難さが緊急の課題となっています。</p> <p>消費者被害に遭わないためには、悪質な手口の実態を知ること、さらには被害に遭った時の救済方法等の知識が不可欠と思います。</p> <p>消費者教育の教材としては、若者にアピールするIT機器を活用した教材、メールマガジンなど工夫をお願いします。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成 30 年 3 月 23 日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称 N A C S) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 4 (2) ⑭</p> <p>該当ページ・行 : 145 頁 3 行目</p> <p>②意見</p> <p>食品ロスの発生量推計実施が公表され、事業系と家庭系がほぼ同量であることを生活者は、あまり認識していないように思われます。家庭系食品ロスを削減する取り組みを、国民運動とする為のアピールが必要と思います。食品ロス削減運動を地方自治体、消費者団体、国民が横断的に取り組む工夫が必要です。食品の消費期限前活用、外食持ち帰り運動を、食品ロス削減国民運動のロゴマーク「ろすのん」を周知させる働きかけが必要だと思います。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成 30 年 3 月 23 日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 6 (1) ⑧</p> <p>該当ページ・行 : 203ページ15行~25行 206ページ15行~22行</p> <p>消費者からの情報・相談の受付体制の充実</p> <p>③ 意見</p> <p>新聞やTV等で消費者被害が多く報道されていますが、事前に消費者センターなどに相談があれば、防ぐことができたものも多く、残念に感じます。また被害に遭っても、金額がさほど多くない場合は、どこにも相談もしないで、あきらめてしまうケースも多いと思われます。</p> <p>「消費者ホットライン」(188)が運用されていますが、その周知度はいかなるものか疑問です。誰もが、どこからでも3ケタの番号で、相談窓口につながるという趣旨は立派ですが、実際に活用されないのは宝の持ち腐れです。</p> <p>一度大々的にキャンペーンをするなどして、周知を徹底していただきたい。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>① 対象箇所</p> <p>施策番号 : 6 (2) ②</p> <p>該当ページ・行 : 211ページ 3~10行 <u>地域の見守りネットワークの構築</u></p> <p>②意見</p> <p>PIO-NET によると、60歳以上の相談が約35%を占めていて、特殊詐欺などの被害も多いことから、高齢者の被害防止に重点的に取り組む必要があると考えます。</p> <p>見守りネットワークについて、もっと具体的な形や例を示して支援してもらいたいです。</p> <p>家族や地域との交流がなく孤立しがちな高齢者は情報が不足しています。高齢者が不安なく、気力や判断力を保ち続け、情報を伝えて助け合うしくみが必要です。</p> <p>民生委員や消費生活推進員、地域の自治会、民間の関係者など‘地域で動ける人’が高齢者への声かけをして接点となれるようなしくみが望ましいと思います。</p> <p>社会福祉協議会など地方公共団体にも呼びかけ、取り組みを継続していくことが重要で、さらに消費者センターとの連携ができることが望ましいと思います。</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

平成30年3月23日

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 新規 SDGs への対応</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : .</p> <p>②意見</p> <p>SDGs への対応の見える化を</p> <p>国連で採択されたアジェンダ（取組むべき検討課題）の中には2030年を期限とする17の目標が設定されています。これを踏まえて我が国では、総理を本部長とするSDGs推進本部が設置され、8つの優先課題（①あらゆる人々の活躍の推進、②健康・長寿の達成、③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会、⑥生物多様性、森林・海洋等の環境の保全、⑦平和と安全・安心社会の実現、⑧SDGs実施推進の体制と手段）と、各課題に関する具体的施策を策定しています。これらの施策のうち①は消費者基本計画の推進そのものであり、⑤は食品ロス削減、消費者教育、倫理的消費に係るもの、⑥は1次産業の成長を促すには消費行動も重要になり、⑦は子どもの事故防止に係るもの、⑧の具体的施策にはSDGsの認知向上のための広報・啓発、官民連携が含まれており、消費者基本計画に具体的行動を促していく必要があります。新たに施策名設け、工程表の重点施策とSDGs 17の目標や、8つの優先課題をわかりやすく明記しSDGsの取組みの「見える化」をしてください。</p>

